

審査基準及び標準処理期間

所属名	建設交通部建築指導課
内線番号	5348

No.	項目	内容
①	処分名	日影規制の特例許可(会長専決)
②	法令名	建築基準法
③	法令番号	昭和25年法律第201号
④	根拠条項	第56条の2第1項ただし書
⑤	処分権者	京都府知事(委任先:各土木事務所長(京都土木事務所長を除く。))
⑥	法令の定め	<p>(日影による中高層の建築物の高さの制限)</p> <p>第五十六条の二 別表第四(イ)欄の各項に掲げる地域又は区域の全部又は一部で地方公共団体の条例で指定する区域(以下この条において「対象区域」という。)内にある同表(ロ)欄の当該各項(四の項にあつては、同項イ又はロのうちから地方公共団体がその地方の気候及び風土、当該区域の土地利用の状況等を勘案して条例で指定するもの)に掲げる建築物は、冬至日の真太陽時による午前八時から午後四時まで(道の区域内にあつては、午前九時から午後三時まで)の間において、それぞれ、同表(ハ)欄の各項(四の項にあつては、同項イ又はロ)に掲げる平均地盤面からの高さ(二の項及び三の項にあつては、当該各項に掲げる平均地盤面からの高さのうちから地方公共団体が当該区域の土地利用の状況等を勘案して条例で指定するもの)の水平面(対象区域外の部分、高層住居誘導地区内の部分、都市再生特別地区内の部分及び当該建築物の敷地内の部分を除く。)に、敷地境界線からの水平距離が五メートルを超える範囲において、同表(ニ)欄の(一)、(二)又は(三)の号(同表の三の項にあつては、(一)又は(二)の号)のうちから地方公共団体がその地方の気候及び風土、土地利用の状況等を勘案して条例で指定する号に掲げる時間以上日影となる部分を生じさせることのないものとしなければならない。ただし、特定行政庁が土地の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないと認めて建築審査会の同意を得て許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>2～5 略</p>
⑦	審査基準	建築基準法第56条の2第1項ただし書の規定による許可に係る再同意等の取扱い基準 http://www.pref.kyoto.jp/kenchiku/kyoka.html
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	市町村等、消防長又は消防署長、京都府建築審査会長
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間) 35日
	経由期間	
	協議機関	市町村等・消防:14日、京都府建築審査会長:7日
	当該処分機関	14日
⑫	問合せ	建設交通部建築指導課建築基準係 (tel 075-414-5348)
⑬	備考	審査基準に適合しないものは、個別に土地の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないことの判断が必要となり、年に数回開催する京都府建築審査会の同意が必要となる。